

昭和三十一年二月十四日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事 鹿野 彦吉君 理事 小平 久雄君

理事 笹本 一雄君 理事 長谷川四郎君

理事 中崎 徹君 理事 永井勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君

内田 常雄君 大倉 三郎君

菅 太郎君 菅野和太郎君

椎名悦三郎君 島村 一郎君

首藤 新八君 鈴木周次郎君

田中 龍夫君 野田 武夫君

淵上房太郎君 加藤 清二君

佐々木良作君 佐竹 新市君

多賀谷眞穂君 田中 武夫君

田中 利勝君 帆足 計君

松尾トシ子君 松平 忠久君

出席國務大臣 高橋達之助君

出席政府委員 公正取引委 横田 正俊君

員会委員長 經濟企画 齊藤 憲三君

政務次官 大來佐武郎君

總理府事務官 川野 芳満君

計画部長 吉岡千代三君

通商産業事務官 通商産業局長 川田 博通君

委員外の出席者 總理府事務官 坂根 哲夫君

正取引委員長 事務官 經濟部長 川田 博通君

通商産業事務官 官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

官(輕工業局) 川田 博通君

專門員 越田 清七君

二月十日

砂利採取法案(第二十二回国会衆法
第四三三号、參議院議決)

同日

電氣事業の公営復元に関する請願
(山本猛夫君紹介)(第四六九号)

石油資源開発株式会社への国家投資
に関する請願(池田清志君紹介)(第
四九九号)

陶磁器燃料用重油対策確立に関する
請願(早稻田柳右門君紹介)(第五
一八号)

地域差電氣料金の設定等に関する請
願(松平忠久君紹介)(第五四〇号)

淡路、四国間に架空送電線架設の請
願(山下榮二君紹介)(第五七一号)

の審査を本委員に付託された。

本日の會議に付した案件

砂利採取法案(第二十二回国会衆法
第四三三号、參議院議決)

日本經濟の総合的基本施策に関する
説明聴取

私的独占の禁止及び公正取引に関す
る説明聴取

○神田委員長 これより會議を開き
ます。

まず去る十日日本委員会に付託になり
ました砂利採取法案を議題として審査
に入ります。

砂利採取法案(第二十二回国会衆

議院提出本院議決)

本院において繼續審査をした右案は
本院において修正議決した。よつて
国会法第八十三條の四によりここに
送付する。

昭和三十一年二月十日

參議院議長 河井彌八

衆議院議長 益谷秀次殿

砂利採取法

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 砂利採取業(第三條・第
十條)

第三章 砂利採取の許可等(第十
一條・第十二條)

第四章 雜則(第十三條・第十七
條)

第五章 罰則(第十八條・第二十
一條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、砂利採取業の
健全な発達に資するとともに、砂
利の採取と河川の保全等の調整を
図り、もつて公共の福祉の増進に
寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「砂利採
取業」とは、販売の目的をもつて
砂利(砂及び玉石を含む。以下同
じ。)を採取する事業(国及び地方
公共団体が行うものを除く。)をい
い、「砂利採取業者」とは、砂利採

取業を行う者をいい、「河川等」と
は、砂利の採取又は採下が河川法
(明治二十九年法律第七十一号)そ
の他の法令(条例及び規則を含む
。)の規定に基づき行政庁の許可を
必要とする土地をいう。

第二章 砂利採取業

(公益の保持)

第三條 砂利採取業者は、砂利の採
取に当つては、土地の掘さく又は
砂利若しくは廢土のたい積により
河川等の保全に障害を与え、若し
くは公共の用に供する施設を破壊
し、又は他の産業の利益を損じな
いように努めなければならない。
(届出)

第四條 砂利採取業者(省令で定め
る業態のものを除く。以下この
条、第五條、第七條及び第八條に
おいて同じ。)は、砂利の採取に着
手(休止後の再開を含む。)したと
きは、省令で定める期間内に、そ
の年月日、採取場の位置、採取の
方法その他省令で定める事項を通
商産業局長に届け出なければならない。
2 砂利採取業者は、砂利の採取を
休止し、又は廃止したときは、省
令で定める期間内に、その旨を通
商産業局長に届け出なければならない。

(作業主任者)

第五條 砂利採取業者は、採取場ご
とに、砂利採取作業主任者(以下
「作業主任者」という。)を選任しな
なければならない。ただし、砂利採
取業者が自ら作業主任者となるこ
とを妨げない。

第六條 作業主任者は、その採取場
における砂利の採取に関する業務
につき、第三條に規定する事項を
管理するものとする。

2 作業主任者の職務に關し必要な
事項は、省令で定める。

第七條 砂利採取業者が作業主任者
を選任し、又は解任したときは、
省令で定める期間内に、省令で定
める事項を通商産業局長に届け出
なければならない。砂利採取業者
が自ら作業主任者となり、又はこ
れをやめたときも、同様とする。

第八條 砂利採取業者は、作業主任
者が旅行、疾病その他の事故によ
つてその職務を行うことができな
い場合に、その職務を行わせるた
め、あらかじめ、代理者を選任
し、省令で定めるところにより、
これを通商産業局長に届け出なけ
ればならない。

2 前項の代理者がその職務を行う
場合には、この法律及びこの法律
に基づく省令の規定の適用につい
ては、これを作業主任者とみなす。

(公益の保護)

第九條 通商産業局長は、河川等以
外の土地の区域において、砂利の
採取のための土地の掘さく又は砂
利若しくは廢土のたい積により公
共の用に供する施設を破壊し、又
は農業、林業若しくはその他の産

業に支障を及ぼす虞があるときは、
その区域において、砂利の採取を
禁止し、又は制限することができる。

第十條 砂利採取業者は、採取場ご
とに、砂利採取作業主任者(以下
「作業主任者」という。)を選任しな
なければならない。ただし、砂利採
取業者が自ら作業主任者となるこ
とを妨げない。

第十一條 作業主任者は、その採取場
における砂利の採取に関する業務
につき、第三條に規定する事項を
管理するものとする。

2 作業主任者の職務に關し必要な
事項は、省令で定める。

第十二條 砂利採取業者が作業主任者
を選任し、又は解任したときは、
省令で定める期間内に、省令で定
める事項を通商産業局長に届け出
なければならない。砂利採取業者
が自ら作業主任者となり、又はこ
れをやめたときも、同様とする。

第十三條 砂利採取業者は、作業主任
者が旅行、疾病その他の事故によ
つてその職務を行うことができな
い場合に、その職務を行わせるた
め、あらかじめ、代理者を選任
し、省令で定めるところにより、
これを通商産業局長に届け出なけ
ればならない。

2 前項の代理者がその職務を行う
場合には、この法律及びこの法律
に基づく省令の規定の適用につい
ては、これを作業主任者とみなす。

業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、砂利採取業者に対し、その防止のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱業権者との協議)

第十條 砂利採取業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することが出来る。

2 採石法第三十四条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

第三章 砂利採取の許可等

(砂利採取の許可等の方針)

第十一條 河川法その他の法令(例及び規則を含む。)の規定に基づき砂利の採取若しくは採下の許可をし、又は許可の取消若しくはその効力の停止若しくはその条件の変更をするに当つては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮してこれをするものとする。

(採石権の設定区域及び存続期間の承認)

第十二條 砂利の採取が河川法及びこれに基く命令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行政庁の許可を要する土地について砂利の採取を目的とする採石権の設定を受け

ようとする者は、採石法第九條から第二十條までに規定する手続によつて設定する場合を除き、あらかじめ、当該採石権の設定区域及び存続期間について、当該行政庁の承認を受けなければならない。

第四章 雑則

(行為の効力)

第十三條 この法律の規定(第九條第二項及び第十條第二項において準用する採石法の規定を含む。)によつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(報告徴収及び立入検査)

第十四條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、その採取場所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第十五條 第十條第二項において準用する採石法第三十四条第二項の規定の申請をする者は、一件につき千円以内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

(公示)

第十六條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従ひ、その要旨を公示しなければならない。

(異議の申立)

第十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に対する不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章の規定は、前項の異議の申立に準用する。

第五章 罰則

第十八條 第九條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十九條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條の規定による承認を受けないで採石権の設定を受けた者

三 第十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一條 第七條又は第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

2 採石法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「岩石」の下に「及び砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)」を加える。

第七條中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加える。

第十條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業(砂利採取法(昭和三十一年法律第 号)第二條に規定するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 砂利の採取を目的とする場合において、その土地が海浜地又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

第十條第二項中「保安林」を「河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十七條の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八條の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地、砂防法(明治三十二年法律第二十九号)第二條の規定により指定された土地又は森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の規定に基き保安林として指定された森林、同法第三十條の規定に基き保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一條第一項の規定に基き保安施設地区として指定された土地若しくは同法第四十四條において準用する同法第三十條の規定に基き保安施設地区に予定された地区として告示された土地に改める。

第十六條第一項第二号中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加え、同項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四項第一号及び第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

第二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「又は採石業と一般公益」とを、「採石業又は砂利採取業と一般公益」に改める。

森林法の一部を次のように改正する。

第九十一條第三項中「又は採石業」を、「採石業又は砂利採取業」に改める。

農地法の一部を次のように改正する。

第八十五條第二項中「又は採石業者」を、「採石業者又は砂利採取業者」に改める。

○神田委員長 御承知の通り本案は、第二十二回国会におきまして、首藤新八君外六名より発議され、本院の審査を経て参議院に送付されたのであります。自來参議院におきましては、引き続き審査がなされておったのであります。去る十日に至り、修正議決の上、国会法第八十三条の四の規定により、本院に送付されて参ったのであります。すでに議案の趣旨につきましては御承知のことと存じますので、御参考までに第二十二回国会衆議院送付案と、今国会の参議院送付案の相違点のみについて概略申し上げます。

まず第一条、目的であります。衆議院送付案では「この法律は、砂利の採取の事業の健全な経営の基礎を確立するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」となっております。これを「この法律は、砂利採取事業の健全な発達に資するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」と改められております。

次に第五條ないし第八條であります。衆議院送付案の各条中に「採取管理者」とありましたが、「作業主任者」という名称に改められております。

次に第十一條砂利採取の許可方針の規定であります。これを砂利採取の許可等の方針の規定に改めまして、衆議院送付案では、「河川法その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき砂利採取業者に対し砂利の採取又は採下の許可をするに当っては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の

保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業者の経営を考慮してこれをするものとす。」となつておりました。これを「河川法その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき砂利の採取若しくは採下の許可をし、又は許可の取消若しくはその効力の停止若しくはその条件の変更をするに当っては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業者の経営を考慮してこれをするものとす。」と改められております。

この際、本案につきましては、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。それでは砂利採取法案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 ちょっと速記をとめて……

〔速記中止〕

○神田委員長 次に高橋経済企画庁長官より日本経済の総合的基本施策に関する構想等について、概略その説明を

承ねることにいたします。高橋國務大臣。

○高橋國務大臣 経済計画につきましては、もうすでに経済六カ年計画で発表いたしました。本年これを経済五カ年計画ということにいたしました。第一にこの経済計画を立てまして、それを有効に使用するには、一年や二三年の結果という結果になつたかというのをよく検討する必要があります。こういうのがこの経済計画を有効に利用するゆゑんでございまして、昭和三十年度の経済計画を昨年一月に立てましたものと、今日二月になりまして、約一年間を顧みたら結果を檢討いたしてみますと、まずわれわれが十六億五千万ドルの輸出という考えでおりまして、ところが、今日では大体二十億五千万ドル、計画に對しまして約二四億強ふえておる。また鉱工業生産におきまして、一〇%、農林水産の生産におきまして、一%、国民所得が約六%増して、こういうふうな都合に、計画を上回つておるといふ結果であります。これをよくおむろに検討いたしまして、どういふわけかというふうな計画を上回つたのかということも検討いたしましたのであります。

そこで昨年の十二月二十三日に、経済審議会の結果によりまして、新たに経済自立五カ年計画を策定いたしました。そこで三十五年度における目標を作つたのであります。それは国民総生産を九兆六千七百三十億、つまり昭和二十九年に比しまして約三三%増、これを目標にいたしましたのであります。また輸出の目標は二十六億六千万ドル、これが約六%増、こういうことと相なつたのであります。

国際収支は二十九億六千万ドルをもつて均衡する、こういう考えで進んでおりますが、就業者の総数は四千四百八十六万人、これは昭和二十九年に比して二・七%増しになっております。これは労働人口の増加率が約一二%でありまして、一二%よりも二%増しということにして、できただけ就業者の数を多くして失業者の数を少くするというのが目標でございまして。

それで五カ年計画の初年度といひまして、昭和三十一年度の経済計画を本年一月二十日に策定いたしました。本年の主要目標は国民総生産を八兆二千六百三十億、これを三十年度に比しまして四・二%増し、鉱工業生産はここぞ昭和九年——十二年を一〇〇といたしますと一九六に達したわけであります。それから、三十年度に比しまして七・二%増加する。それから農林水産の生産は昭和二十五年——二十七年を一〇〇といたしますと、一一・四・二でございまして、これは三十年度は非常な豊作でありましたから、三十一年度は平年作と見まして、三十年度よりも五・九%減する、こういう予定でございまして。輸出は二十二億ドル、これはつまり七・三%増しでございまして。輸入は二十二億二千百万ドルとして八・六%増しになっておりますが、輸入は国民の総生産の一・一%ということとを大體基準にいたしておりますが、三十一年度は一・一%少し上回らしてやつております。

それから就業者の総数は四千二百万人でございまして、これが三十年度に比しまして二・二%増し、こういうふうになつております。これがため経済

の正常化を一そう促進しつつ、安定経済の基調のもとに、生産基盤の強化というものと、輸出の振興、それから雇用機会を増大する、この三つを大きな柱として作つたわけであります。

次のディテールに入ります。本年度の電源開発計画につきまして申し上げます。三十五年度までは六百万キロ・ワットを開発目標として、三十一年度における計画は、総工事の方が約三百百万キロ・ワット、新規工事約八十百万キロ・ワット、三十一年度中に完成する発電の設備が約八百万キロ・ワットで、これに要する資金が約千八百二十億、こういう見込みでございまして、具体的な開発地点につきましては、本年の四月に電源審議会を開きまして、それによつて決定したい予定でございまして。

なお電源開発促進法につきまして、開発資金として政府資金を民間資金に切りかえることに相なりました。これを確保するために、杜撰募集に當りまして、政府が杜撰保証ができるような処置を講じたい、そういうふうな改正したいと思ひますが、外資の借り入れにつきましては、政府保証がし得るようになっております。国内の杜撰につきましては、これは法律上ありません。従つてこの法律を作りたいと考えております。

第三に、総合開発の事業につきましては、昭和三十一年度においては各省別に合計六十七億円の予算をもつて、各種公共事業を実施することにいたしました。このほかに新たに経済企画庁におきまして、国土総合開発事業調整費として、五億圓が計上されておりますが、これは今後各省の開発事業

の年度計画にアンバランスが起りまして、これを調整するためにこの金を使つていきたい。原則といたしましては、各省の予算にこの金を移して使用することにしたいと存じます。

次に国土調査の事業につきまして、三十一年度の予算約一億三千万円をもつて地籍の調査、基準点の測量、水の調査、土地の分類調査等を実施する予定でございます。

第五に、離島振興の事業につきまして、離島振興法に規定されたものが四十五島ございまして、これにつきまして三十一年度においては道路等七項目について約八億円の事業費を離島分として計上いたしておりますが、これは何分時限法でありまして、十年間にこのだけの仕事をしなければならぬという事になっておりますが、どうも予算が少いものでありますから、この経済企画庁の予算以外に、各省に割り当てられました予算の中から、できるだけ離島の方に持ってきて、この金を實際においてはもう少し多く使いたい、こういう所存でございます。

第六に特殊土地地帯の対策について申し上げますと、特殊土地、ようは地帯災害防除及び振興臨時措置法により指定された地点につきましては、三十一年度予算においては、各省予算に治山、砂防等約十億六千万円の事業費が計上されております。

最後に国土調査について申し上げますが、この調査は、昭和十年にやつたきりで、それから行われておりませんが、すべての計画を立てる上において最も必要な調査だと存じまして、三十一年度よりこれを実施いたしてありますが、三十一年度も引き続き約六千

万円の予算を計上いたしまして、三十一年度中に大体の調査を完成して、これを発表し得るのは、三十二年の中ごろに発表し得ると存じております。以上、経済企画庁でやつております事業の概要について御説明申し上げます。

○神田委員長 次に公正取引委員会委員長横田政府委員より、独禁法の運用状況について概略その説明を承ることにいたします。

○横田政府委員 それではお手元に御配付いたしました、昭和三十年四月から十二月までの間に占める私的独占禁止法の運用状況の概略と申します書面に基きまして、簡単に運用状況のお話を申し上げます。

御承知のように、昭和三十年に入りましてから、業界によりましては輸出の振興等によりましてかなり好転をいたしたのもございしますが、やはり全体的に見ますと、緊縮政策による影響等からいたしまして、不況の傾向が相当見られるのでございます。従いまして、このような状況のもとにおきまして、カルテル、トラスト、あるいはおもしろくない不正な取引方法というやうなものがあちらこちらに見られるわけでございまして、それらの問題に對しまして、公正取引委員会といたしましては、諸般の事情を考えながら運用の万全を期して参つたわけでございます。

まず公取の仕事の上で、届出制をとつておりますいろいろな問題につきまして若干申し上げますと、この届出制、たとえば合併、営業の譲り受け等の届出、あるいは役員兼任等に関

します届出、あるいは委員会の調査担当部門におきまして絶えずいろいろな調査をいたしておりますが、その調査の結果等を通じて明らかに看取できることは、企業の集中がだんだん進んでおるといふことと、それからいわゆる企業の系列化と申しますか、そういうものがだんだんと顕著になってきておるといふことでございします。これは御承知のように、弱小企業が乱立いたしましたの後に当然起ってくることでございまして、ある意味においてかなりけっこうな傾向とも申せませんが、しかしこの集中なりあるいは系列化が度が進みまして、全体的に見まして、いわゆる活発な事業活動の拘束を来たすといふことになりますれば、これはやはり独占禁止法上放置することのできないものでありまして、現在の段階におきましてはまだそれほど顕著な弊害というものは現われておりませんけれども、しかしもしその傾向が進みまして、またその方向がよくない方へ向いて参りますれば、当然われわれといたしましては何かの手段を打たなければならぬといふことになりまして、この点につきまして

は、そういう動きをいさいにしながらも、今後われわれの態度をきめて参りたいといふふうに、最近の事情を見て感じておる次第でございます。

それから届出制に続きまして、御承知のように認可制度が独禁法の上には若干ございまして、御承知の不況カルテル、合理化カルテルにつきましては、一定の法律上の要件のもとにカルテルの結成が適法化されておるわけでございしますが、結論的に申しますと、不況カルテルにつきましてはまだ一件もこ

れを認可しておりません。これはあるいは法律上の要件が多少窮屈になっておるといふ点もあるかと存じますが、現在までのところ、非公式にいろいろ申し出があったものが二、三ございするが、いまだ正式に認可したものはございしません。もつとも最近におきましては、いわゆる麻の業界におきましてかなりの不況が見られまして、最近にあるいはこの業界から不況カルテルの申請があるのではないかとということが予期せられております。この問題につきましても、運用の上におきまして十分の考慮を払いまして、もしこの要件に合致したものでございしますれば認め参りたいと考えております。それから合理化カルテルにつきましては、この方はだんだんに事件がございまして、この報告書にもございしますように、この年度内におきまして六件ほど認可をしたものがございします。生産品種の制限に関するものが大部分でございまして、混紡糸、純スフ糸、ベアリング——このベアリングは合理化カルテルの制度を作ります際に例として御説明を申し上げたやうなわけでございしますが、これは最近に至りまして結成が認可になったのでございします。それから混紡糸、純スフ糸につきましては、その後さらに変更の認可などもございしました。大体生産品種の制限に関するものが大部分でございしますが、御承知の、これと違ひます鉄くずのカルテルにつきましては、昨年春でございしますか、これを認可いたしました。カルテルではどうもうまくいかないといふことでございまして、昨年の暮れにさらにこれを更新と申しますか、構

想を新たにいたしました申請がございましたものが、ことしの一月になりました認可になり、このカルテルによつて今鉄くずの問題が業界において処理せられておるわけでございします。

それから独禁法の適用除外法といたしまして、中小企業安定法あるいは輸入取引法等に基きますいろいろな案件がございまして、これは主管庁が通産省になっております結果、公取としては同意あるいは協議という形でこれに關係しておるわけでございしますが、この方の事件も相当件数が出てきております。しかしこの点はこの報告書に比較的詳細に書いてございしますので、この点の説明は省略させていただきますと存じます。

それから公取におきますいろいろな調査でございます。これは公取の仕事といたしまして非常に重点を置いておるものでございしますが、この中にはいわゆる総合調査——われわれが総合調査と名づけておりますものと個別のいろいろな特殊の企業につきましてその業態を調査いたします區別調査と、この二つに分けておりますが、この総合調査につきましては、最近流通機構における集中と系列化といふことをねらいまして、いろいろな調査をいたしております。もう一つは先ほども触れました企業の集中の傾向そのものをいろいろ調査いたしております。国会の方にも毎年この集中の結果を表等にいたしましたとお出ししておりますが、まだ準備が整いませんのでお出しいたしていませんが、いずれ適当な機会にこの集中の最近の傾向を報告させていただきますと考えております。

なお個別調査につきましては、証券市

場における支配集中の問題、国産自動車工業の問題、ドラムカン工業あるいは損害保険料の問題あるいは電線業界の問題等々、十二件ほど調査いたしました、すでに調査を終ったものもございしますが、なお統括して調査中のものが相当数に上っております。

それから最近の公正取引委員会の仕事のかなり多くの部分を占めておられると思われましますものに、いわゆる不正な取引方法の取締りという問題があるわけでございします。これは御承知のように独占禁止法に根拠を置きまして、公正取引委員会が不正な取引方法といたしまして指定するもの、その指定がやはり公取の仕事になっておりますが、その指定しましたものに基きまして、業界におけるおもしろくない、そういう取引方法を取り締まって参るといふ面にかんがりの仕事のウエイトが最近では置かれておるのでございします。が、その中で二、三申し上げますと、まず第一に新聞における不正な取引方法の問題でございします。これは日常御承知のことと存じますが、新聞業界におきましていろいろないわゆる販賣戦がだんだんいき過ぎて参りました、景品、招待の販賣であるとかあるいは新聞社が販賣店に對しましていわゆる押し紙をするとかその他おもしろくない方法が相当とられておりますので、これは昭和二十八年に公正取引委員会が業界等からの申し出もございまして、いろいろ調べました結果おもしろくないと思われるものにつきまして不正な取引方法の指定をいたそうとしたのでございします。この際、有力な新聞社からそういう問題は業界にまかせてくれ、あまり役所の方

で手を入れないでくれといつて、いわゆる自衛態勢をとるからというお話がございましたので、二十八年には警告を出した程度にとどまったのでございします。業界におきましては、その後いろいろ手段を講じて自衛自戒に努めておったようでございします。が、やはりそこにとどめても自衛だけでは守り切れないものもございまして、特に最近、昨年の暮れでございします。が、御承知の大阪競馬新聞は二億円の抽せん券、景品をつけまして抽せんをするというふうな、かなりとつびな手段まで用いるというふうなことが出て参りましたので、やはりこの際不正な取引方法の指定をすることが適當であるという一—これはむしろ業界の方からそういう要求が出て参りまして、かねがね委員の方でも考へておったこととございします。で、昨年の暮れに公職会を開きまして指定をいたしました次第でございします。これはもちろん新聞の中味そのものに対してわれわれがとやこう言うわけではございしませんので、いわゆる不正な不当な売り方という、販賣方法そのものに對しまして若干の公けの規制を加えようという趣旨でございします。幸いにその後業界におきまして、ますます自衛態勢も整備せられまして、まだ若干問題は残っておりますが、ある意味において非常に新聞業界がきれいになっております。しかしこれはやはり今後の問題としまして、指定も最近のこととございします。で、今後この方面に相當注意を払つて参りたいと考えております。

次に百貨店の問題でございします。これは一昨年の暮れに、ただいま申しました百貨店業における特殊の不正

な取引方法の指定をいたしまして、いわゆる返品でございしますとかあるいは卸しの業者、納入業者から無理やり手伝い店員を出させるとか、あるいは景品つきの販賣をするというふうなことに對しまして、不正な取引方法の指定をいたしました。その結果はどの程度であったかと申しますと、まずこの景品つきの方から申しますと、これはほとんど跡を断りました。ただわずかに当初から問題になっておりましたものが、これは友の会の問題でございします。が、これも当時行なつておりました友の会のほとんど半数は廃止あるいは停止されました。残りしたのもいわずにサードビスの限度を公正取引委員会という打ち合せをいたしまして、今までやつておりましたサードビスのほとんど半額というふうなところに落ちつきました結果、現在ではこの友の会の問題は、そう皆様のお耳に聞かれておりませんと思ひます。そういうふうな非常に是正が講ぜられまして、この程度ならばまあいいのではなにかというふうな私たちも考へていた次第でございします。

それから次に手伝い店員の指定でございします。これは指定をいたしました当時は、数字が多少狂つておるかも知れませんが、大体全国のデパートで実に一万二千人からの人を納入業者から提供させておったのでございします。それが一時にこれを整理いたしますことは、いろいろな問題がございします。特に労働問題にも触れて参りますので、この是正につきましてはいろいろ慎重な段階を経まして、だんだんやつて参りました結果、昨年の暮れにおきましては、約二千人にこれが減つて

きております。つまりそれだけ納入業者の負担が軽くなつてきておるわけにございします。ただこの手伝い店員につきましても、特殊の技能を必要とするものにつきましては、こういうものを派遣して売り込むことが、これは納入業者の利益でもございします。で、この特殊の技能を保持する者につきましては除外してございします。いかなる者が特殊な者であるかということにつきまして、現在業界という公正取引委員会と折衝いたしまして、これはデパートによりまして非常に理解が違つておるものもあるようでございまして、そこら辺をだんだんに歩み寄らせまして、どうしてもそういう特殊の者を派遣してもらふ必要のあるものに限定いたして参りたい、そういうふうな考へております。しかしただいまの数字だけではどうかと思ひますが、正数字から申しましてそれだけの是正が講ぜられたということ、これは何も私どもの力ではなく、全くこれは業界自身の自衛と、それからやはりこれは一般世論の力というふうな私は觀察しておる次第でございします。

それからもう一つ下請代金の問題がございします。これは公取がやはり二十八年当時から鋭意取り上げてきておることとございまして、これはいわゆる特殊指定をしてはおりませんけれども、二十九年の二月ごろでありましたか、いかなるものが支払ひ遅延になるかというところにつきまして、いわゆる認定基準というものを発表いたしました。大体この認定基準に従ひまして取締りをしてきておるわけでございまして、二十八年度、二十九年、それから三十年と三回にわたつて相

な範圍の調査をいたし、しかもその調査の對象となる親企業の数もだんだんふやして参りまして、三十年度には百数十社の親企業、それからその下の何千かの下請企業、これは通産省の中小企業庁とも密接な連絡をとりまして、双方から調べまして、そのうちであるりおもしろくないと思われまします親企業四十社につきましては、さらにきわめて精密ないろいろな調査をいたしまして、その結果なおそのうちの半数ほどに、十数社だと思ひますが、あまりよろしくないものが認められましたので、これには支払いの計画書を提出させまして、現在ではその計画に基いていろいろ是正が行われつつある状態でございします。この点につきましては、公正取引委員会としまして、はまだ手不足ではございしますが、できるだけの力を今後も使ひたいと考へております。なお、あるいはこの国会に、公正取引委員会のそういう方面の仕事がやりよくなりましますように、またこういう問題の是正に役立ちますようなことを目的といたしまして、下請代金の支払いの遅延の防止に關する若干の法案を提出することに、今準備をいたしております。まだこれはいろいろな方面との折衝が完全に済んではおりませんので、ここで内容をはっきり申し上げる段階になつておりませんが、そういう法令の研究も現在いたしておる次第でございします。

それから、これは不正な取引方法の問題でございします。なお御承知のように公正取引委員会は事件を審査し、それを審判に付して審決するといふ、いわば司法的な機能があるわけにございします。これにつきましては、

お手元の資料にございますように、件数ははなはだ少うございます。事件として正式に取り上げられましたものは四十件程度でございますが、なるだけ大きな、また意味のある事件を取り上げる、あまりこまかなものを一々重箱のすみをほじくるようなことをしないという態度で、審査審判の仕事をやっているわけでございますが、その一つ一つを御説明するのは省略させていただきます。ただちよつと特殊の事件としてお耳に入れておきたいと思ひますのは、野田醤油株式会社に対し、独占禁止法の第三条に基づき、野田が独占しているということによりまして、最近一年ほど審理をいたしました結果、昨年の暮れに一つの審決をいたしております。これはあまりこまかなことは省略いたしますが、大体御承知のように野田醤油その他四社のしうものは、しうゆ業界の相当な重要な地位を占めておりまして、しかもその四社のしうの中で、野田が絶大な地位を占めているわけでございます。この大きいことそのものは何も現在の独占禁法上問題にはならないのでございますが、その力をバックにいたしまして、野田醤油が卸売価格、小売価格を指定をし、これが自然にほかの四社のしうもそれにならざるを得ないというような状態がございました結果、しうゆの価格というものは生産者価格はもちろん、少くとも四社のしうにつきましては、卸売価格も小売価格も全く野田のきめる通りの価格で売られているわけでございます。いわば、野田は物価王であるというやうなこともいわれているやうなわけでございまして、これは自然にそういうことになるのならば、

もちろん公正取引委員会として取り上げることはないのでございますが、これをそういう下級の段階の価格を指定いたしますと同時に、これは野田の方では単なる希望価格と申しておりますが、実際は希望でも何でもないのでありまして、その価格が守られているかどうかを非常にいろいろな機構を通じて調査をして、そしてそれを破る者があれば、荷止めをしかねまじき氣勢を示すということで、全くこれを破ることは、ほとんど事実上困難であるというやうな事態が出てきておるわけでございます。これはもちろんしうゆだけでなく、そういう状態はほかの業界にも、いろいろな点が違つておりますが、多少あるわけでございますので、まず私どもはこの野田の事件を取り上げまして審決をいたす、現在これは東京高等裁判所に訴訟になっておりますので、こういう問題が独占を構成するかどうかという点について裁判所の最終的な判断を仰ぎたいというふうに私どもは考えております。問題は、おしうゆで、はなはだ小さいではないかとおっしゃるかもしれませんが、しかし私どもの考えておりますのは、実はおしうゆだけではないのであります。同じやうなことがいろいろな業界にあり得るわけでございまして、それを一つ一つ今後私どもの監視の対象とし、またこれに取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、審査事件の中で特にこの問題を取り上げて申し上げた次第でございます。

以上、はなはだ簡単でございましたが、昨年度におきます公正取引委員会の事務の概況を御報告申し上げた次第でございます。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明十五日午前十時より通産、企画庁、公取関係全般にわたつて質疑を行うことにいたします。これにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

〔参照〕
砂利採取法案(第二十二回国会衆法第四三号、参議院継続審査)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕